

## 平成27年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要																	
◎予算 (20件) 総務部	【1】 平成26年度三重県一般会計補正予算(第8号) (国の平成26年度補正予算(第1号)に対応し、地方創生を先行的に取り組むための事業や公共事業等の追加を行うための補正予算 約62億円)  【2】 平成26年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号) (国の平成26年度補正予算(第1号)に対応し、下水道施設の耐震化等を行うための補正予算 約2億円)  【3】 平成26年度三重県病院事業会計補正予算(第2号) (院内保育所建築に伴い債務負担行為の追加を行うための補正予算)  【4】 平成27年度三重県一般会計予算 (予算額 約7,116億円)  【5】 平成27年度三重県県債管理特別会計予算 (予算額 約1,276億円)  【6】 平成27年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算 (予算額 約17億円)  【7】 平成27年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約4億円)  【8】 平成27年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算 (予算額 約11億円)  【9】 平成27年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約2億円)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>20 件</td> <td rowspan="5" style="border: none; padding-left: 10px;">議案71件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>37 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>14 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>16 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>- 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>87 件</td> <td></td> </tr> </table>	予 算	20 件	議案71件	条 例	37 件	その他議案	14 件	認 定	- 件	報 告	16 件	提 出	- 件		計	87 件	
予 算	20 件	議案71件																	
条 例	37 件																		
その他議案	14 件																		
認 定	- 件																		
報 告	16 件																		
提 出	- 件																		
計	87 件																		

区 分	件 名	概 要
予算 つづき	【10】 平成27年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算 (予算額 約3億円)	
	【11】 平成27年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約11億円)	
	【12】 平成27年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約4億円)	
	【13】 平成27年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約13億円)	
	【14】 平成27年度三重県港湾整備事業特別会計予算 (予算額 約2億円)	
	【15】 平成27年度三重県流域下水道事業特別会計予算 (予算額 約118億円)	
	【16】 平成27年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算額 約1千万円)	
	【17】 平成27年度三重県水道事業会計予算 (予算額 約158億円)	
	【18】 平成27年度三重県工業用水道事業会計予算 (予算額 約124億円)	
	【19】 平成27年度三重県電気事業会計予算 (予算額 約43億円)	
【20】 平成27年度三重県病院事業会計予算 (予算額 約73億円)		

区 分	件 名	概 要
◎条例案 (37件) 教育委員会	<b>【21】</b> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整備するものである。            (平成27年4月1日から施行)</p> <p>(主な内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 教育委員会委員長に関する規定を削る。</li> <li>(2) 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例 教育長の職が一般職から特別職に変更になることに伴い、規定を整備する。</li> <li>(3) 次に掲げる条例の指定管理に関する規定を整理する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①三重県母子・父子福祉センター条例</li> <li>②三重県病院事業条例</li> <li>③三重県都市公園条例</li> <li>④三重県営松阪野球場条例</li> <li>⑤三重県営ライフル射撃場条例</li> <li>⑥三重県立熊野少年自然の家条例</li> <li>⑦三重県民の森条例</li> <li>⑧三重県身体障害者総合福祉センター条例</li> <li>⑨三重県立鈴鹿青少年センター条例</li> <li>⑩三重県流域下水道条例</li> <li>⑪みえこどもの城条例</li> <li>⑫三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例</li> <li>⑬三重県営サンアリーナ条例</li> <li>⑭三重県総合文化センター条例</li> <li>⑮三重県交通安全研修センター条例</li> <li>⑯三重県特定公共賃貸住宅条例</li> <li>⑰三重県営住宅条例</li> <li>⑱三重県立ゆめドームうえのの条例</li> <li>⑲三重県上野森林公園条例</li> <li>⑳三重県環境学習情報センター条例</li> <li>㉑みえ県民交流センター条例</li> <li>㉒三重県視覚障害者支援センター条例</li> <li>㉓三重県立熊野古道センター条例</li> <li>㉔三重県地方卸売市場条例</li> <li>㉕三重県聴覚障害者支援センター条例</li> </ol> </li> <li>(4) 三重県都市公園条例の一部を改正する条例 当該条例により廃止した三重県総合競技場条例の指定管理に関する規定を附則に追加する。</li> <li>(5) その他規定を整理する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十四条の二の規定に基づく職務権限の特例に関する条例</li> <li>②県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例</li> <li>③三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例</li> </ol> </li> </ol>

区 分	件 名	概 要
地域連携部	<p><b>【22】</b> 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例等の一部を改正する等の条例案</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による住民基本台帳法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行) (主な改正内容) (1) 住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の規定を整理する。 (2) 住民基本台帳法の一部改正に伴い、本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例の規定を整理する。 (3) 三重県住民基本台帳法関係手数料条例を廃止する。</p>
	<p><b>【23】</b> 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。 (平成27年4月1日(一部平成27年5月29日)から施行) (主な改正内容) (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、同法施行規則及び同法の施行のための規則に基づく鳥獣の捕獲の許可に関する事務の規定等を整備する。 (2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正等に伴い、四日市市へ権限移譲される同法、同法施行令及び同法施行規則に基づく高度管理医療機器等の販売業・貸与業の許可等の事務に係る規定を削る。 (3) 都市計画法に基づく開発行為の許可等の事務において、他の市町の区域にわたる事務を除外している規定を削る。 (4) 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例等の廃止に伴い、同条例及び同条例の施行のための規則に基づく風致地区内での行為の許可等に係る事務の規定を削る。 (5) 三重県宅地開発事業の基準に関する条例及び同条例の施行のための規則に基づく宅地開発事業に係る事務を処理することとする市町に桑名市を追加するとともに、他の市町の区域にわたる事務を除外している規定を削る。 (6) その他規定を整理する。</p>

<参考>

○社会保障・税番号制度の概要

平成25年5月に制定された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づいて、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための制度で、平成27年10月に施行の予定である。当該制度の技術的な基盤となる住民基本台帳ネットワークシステムを規定している住民基本台帳法も同時に一部改正される予定である。

<参考>

○地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2～4 (略)

区 分	件 名	概 要
総務部	<p><b>【24】</b> 三重県行政手続条例の一部を改正する条例案</p>	<p>行政手続法の一部改正に鑑み、処分等の求め等の手続を整備するものである。 (平成27年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 法令に違反する事実がある場合に、是正のための処分又は行政指導を求めることができるものとする。</p> <p>(2) 法令に違反する行為の是正を求める行政指導の中止等を求めることができるものとする。</p> <p>(3) その他規定を整備する。</p>
	<p><b>【25】</b> 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案</p>	<p>平成27年度の職員定数の見直しに伴い、企業庁の職員の定数の改正を行うものである。 (平成27年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>職員の定数を改正する。 企業庁 現行:238人 改正後:198人 増減:△40人</p>
	<p><b>【26】</b> 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成26年10月15日付けの給与制度の総合的見直しに関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額、単身赴任手当の額並びに地域手当の級地の区分及び支給割合の改定等を行うものである。 (平成27年4月1日(一部平成28年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 一般職に属する職員の給料月額を引き下げる。</p> <p>(2) 単身赴任手当の額の改定を行う。</p> <p>(3) 地域手当の級地の区分及び支給割合の改定を行う。</p> <p>(4) 勤勉手当の算定に係る規定の整備を行う。</p> <p>(5) その他規定の整備を行う。</p>
	<p><b>【27】</b> 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>一般職に属する職員の給与改定に準じ、現業職員の給料月額を改定するものである。 (平成27年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>現業職員の給料月額を引き下げる。</p>

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	【28】 三重県職員退職手当支給 条例の一部を改正する条例 案	<p>給与制度の総合的見直しが退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、現行の退職手当の支給水準の範囲内で、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、退職手当の調整額を改定するものである。 (平成27年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容) 退職手当の調整額を引き上げる。</p>
農林水産部 雇用経済部	【29】 三重県特別会計条例の一 部を改正する条例案	<p>小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止等に伴い規定を整理するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者に対する資金の貸付けを実施するため規定を整備するものである。 (平成27年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 既存貸付金に係る償還管理の円滑な運営及びその経理の適性を図るため規定を整理する。 ① 三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計関係の規定の整理 ② 三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計関係の規定の整理 (2) 新たな設備貸与事業を行う公益財団法人三重県産業支援センターに対する資金の貸付けを実施するため規定を整備する。</p>
健康福祉部	【30】 三重県安心子ども基金条例 の一部を改正する条例案	<p>三重県安心子ども基金の設置の目的を達成するための一部の事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 条例の有効期限を平成27年3月31日から平成28年3月31日まで延長する。 (2) 上記に規定する期限までに実施された事業に係る精算期限を、平成28年6月30日までとする規定を追加する。</p>
<p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>○三重県安心子ども基金の概要 国から交付される子育て支援対策臨時特例交付金により、子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、設置されている。</p>		

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p><b>【31】</b> 三重県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県自殺対策緊急強化基金の設置の目的を達成するための事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 条例の有効期限を平成27年3月31日から平成28年3月31日まで延長する。 (2) 上記に規定する期限までに実施された事業に係る精算期限を、平成27年12月31日から平成28年12月31日まで延長する。</p> <p>&lt;参考&gt; ○三重県自殺対策緊急強化基金の概要 国から交付される地域自殺対策緊急強化交付金により、自殺対策を強化するため、設置されている。</p>
環境生活部	<p><b>【32】</b> 三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県消費者行政活性化基金の設置の目的を達成するための事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 条例の有効期限を平成27年3月31日から平成30年3月31日まで延長する。 (2) 上記に規定する期限までに実施された事業に係る精算期限を、平成27年12月31日から平成30年12月31日まで延長する。</p> <p>&lt;参考&gt; ○三重県消費者行政活性化基金の概要 国から交付される地方消費者行政活性化交付金により、消費者生活相談窓口の機能強化を図るため、設置されている。</p>
農林水産部	<p><b>【33】</b> 三重県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県森林整備加速化・林業再生基金の設置の目的を達成するための事業に係る償還金を受け入れるため、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 条例の有効期限を平成27年5月31日から平成42年5月31日まで延長する。</p> <p>&lt;参考&gt; ○三重県森林整備加速化・林業再生基金の概要 間伐及び路網整備、伐採から搬出及び利用までの一貫した取組による間伐材の有効活用並びに地域木材等の利用を地域で一体的に進めることを目的に、国から交付された森林整備加速化・林業再生事業費補助金等を財源として、平成21年度から基金を造成している。</p>

区分	件名	概要
健康福祉部 環境生活部 農林水産部 県土整備部	<b>【34】</b> 三重県手数料条例の一部 を改正する条例案	<p>建築基準法の一部改正等に鑑み、手数料等についての規定を整備するものである。            (平成27年4月1日(一部平成27年5月29日、平成27年6月1日及び平成27年7月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 介護保険法に係る事務を適正に実施するため、手数料についての規定を整備する。            介護支援専門員実務従事者基礎研修及び認知症実践研修(実践者研修及び実践リーダー研修)に係る事務手数料を新設する。</p> <p>(2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による食品衛生法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備する。            食品衛生法で規定する食品衛生管理者養成施設の登録及び食品衛生管理者養成講習会の登録並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律で規定する食鳥処理衛生管理者養成施設の登録及び食鳥処理衛生管理者養成講習会の登録に係る事務手数料を新設する。</p> <p>(3) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正に伴い、手数料についての規定を整理する。            手数料を徴収する事務の根拠法律の名称及び条項並びに手数料の名称を改める。</p> <p>(4) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による土壌汚染対策法の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備する。            土壌汚染対策法で規定する指定調査機関の指定の申請及び更新の申請に係る事務手数料を新設する。</p> <p>(5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、手数料についての規定を整理する。            手数料を徴収する事務の根拠法律の名称を改める。</p> <p>(6) 漁業法、漁業登録令、漁船法、小型漁船の総トン数の測定に関する政令及び遊漁船業の適正化に関する法律に係る事務を適正に実施するため、手数料についての規定を整備する。            漁業法で規定する規則で定める水産動植物の採捕に係る許可の申請に係る事務手数料を新設する。また、漁業権免許申請手数料等の額を改定する。</p> <p>(7) 宅地建物取引業法等の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備する。            ① 宅地建物取引業法で規定する資格の名称が変更となったため、規定を整理する。            ② 宅地建物取引業法で規定する宅地建物取引士証の再交付に係る事務手数料を新設する。</p> <p>(8) 建築基準法等の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備する。            ① 建築基準法で規定する構造計算適合性判定手数料を確認申請手数料等に加算しないこととし、同法で規定する一定の構造計算を専門的知識等を有する建築主事が審査する場合に係る事務手数料を確認申請手数料等に加算する。            ② 都市の低炭素化の促進に関する法律で規定する低炭素建築物新築等計画認定手数料及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律で規定する長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等について、上記①と同様に改める。            ③ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づくバリアフリー認定申請に併せて提出する建築確認申請手数料を削る。</p> <p>(9) 住宅の品質確保の促進等に関する法律で規定する性能表示事項の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定に係る事務実施体制の整備等についての技術的助言等に鑑み、手数料についての規定を整備する。            ① 長期優良住宅の普及の促進に関する法律で規定する認定申請に係る手数料の区分の追加に伴う事務手数料を新設する。            ② 長期優良住宅の普及の促進に関する法律で規定する変更認定申請、地位承継承認申請に係る事務手数料を新設する。</p>



区 分	件 名	概 要
健康福祉部 環境生活部 農林水産部 県土整備部 つづき		<p>&lt;参考&gt;</p> <p>(2)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による食品衛生法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正の概要 地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、食品衛生法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律で規定する養成施設の登録等の事務を都道府県へ移譲する。</p> <p>(3)特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正の概要 フロン類の大気中への排出の抑制を一層推進するため、法律の名称を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第一種フロン類回収業」を「第一種フロン類充填回収業」に改める等の改正が行われた。</p> <p>(4)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による土壌汚染対策法の一部改正の概要 地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、土壌汚染対策法で規定する指定調査機関の指定等の事務を都道府県へ移譲する。</p> <p>(5)鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正の概要 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化の一層の推進を図るため、法律の名称を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める等の改正が行われた。</p> <p>(7)宅地建物取引業法の一部改正の概要 宅地建物取引業の業務の適正な実施を確保するため、「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める等の改正が行われた。</p> <p>(8)建築基準法の一部改正の概要 より合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するため、構造計算適合性判定制度を見直し、建築主が審査者や申請時期を選択できるよう、指定構造計算適合性判定機関等へ直接申請できる等の改正が行われた。</p> <p>(9)住宅の品質確保の促進等に関する法律で規定する性能表示事項の改正の概要 住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件の一部を改正する件(平成26年消費者庁・国土交通省告示第3号)により、住宅性能表示制度において評価を受けなければならない性能表示事項が改正され、長期優良住宅における長期使用構造等とするための措置の基準と概ね一致するものとなった。</p>
警察本部	【35】 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案	<p>道路交通法等の一部改正に鑑み、運転免許試験手数料等についての規定を整備するものである。 (平成27年4月1日(一部平成27年6月1日)から施行) (主な改正内容) 道路交通法関係手数料について運転免許試験手数料等の額を改定するとともに、自転車運転者講習手数料を新設する。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>○道路交通法の一部改正の概要 自転車運転者講習に関する規定が整備された。</p> <p>○道路交通法施行令の一部改正の概要 運転免許等に関する手数料の標準が改正されるとともに、新たに自転車運転者講習の手数料の標準が設けられた。</p>

区分	件名	概要
農林水産部	<p><b>【36】</b> 三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案</p>	<p>国営事業の計画確定に伴い、県が徴収する土地改良法第90条第2項の規定による負担金についての規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 国営青蓮寺用木土地改良事業の計画が確定したことから、負担金の徴収率、支払期間及び利率について規定する。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>○三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例の概要 土地改良法第90条第1項及び第2項の規定により、国営土地改良事業の負担金について、 ①国は県に、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。 ②県は、条例で国営土地改良事業によって利益を受ける者から負担金を徴収することができる。 と規定されている。 県は、この規定に基づき、国営土地改良事業の負担金を徴収するため、三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例を定め、受益者で組織する土地改良区から負担金を徴収している。</p> <p>○土地改良法 (国営土地改良事業の負担金) 第90条 国は、政令の定めるところにより(国営土地改良事業が廃止された場合にあつては、農林水産大臣が当該廃止に係る国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県の知事と協議して定めるところにより)、国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県に、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。 2 前項の都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、国営土地改良事業(市町村特別申請事業を除く。)によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものから、その者の受ける利益を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。 3～12 (略)</p>
健康福祉部	<p><b>【37】</b> 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案</p> <p><b>【38】</b> 三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、規定を整備するものである。 (平成27年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容) 基準該当生活介護及び基準該当短期入所の対象の拡大</p> <p>児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (公布の日から施行)</p>

区分	件名	概要
健康福祉部 つづき	<p><b>【39】</b> 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、規定を整備するものである。 (平成27年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 基準該当児童発達支援の対象の拡大 (2) 指定放課後等デイサービスの事業者の利用定員について主として重症心身障害児を通わせる場合の規定を追加</p>
	<p><b>【40】</b> 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (公布の日から施行)</p>
	<p><b>【41】</b> 三重県立草の実リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案</p>	<p>児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (公布の日から施行)</p>
	<p><b>【42】</b> 食品衛生の措置基準等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>食品衛生法に基づく食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針の一部改正に鑑み、公衆衛生上講ずべき措置基準の規定を整備するものである。 (平成27年7月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 危害分析・重要管理点方式(HACCP)を用いて衛生管理を行う場合の基準を追加する。 (2) 事業者が消費者等から食品等に関する苦情を受けた場合の保健所等に対する報告の規定を追加する。</p>
<p>&lt;参考&gt;</p> <p>○食品等事業者等が実施すべき管理運営基準に関する指針 食品衛生法第50条第2項に基づき、県等が営業施設の管理運営上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言として、国が「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」を定めている。</p> <p>○危害分析・重要管理点方式(HACCP) Hazard Analysis Critical Control Pointの略。食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生する恐れのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理方式。</p>		

区分	件名	概要
健康福祉部 つづき	<p><b>【43】</b> 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案</p>	<p>携帯電話等を所有する青少年が増え、携帯電話等からの不適切なインターネット利用により青少年が青少年有害情報を閲覧する危険性が増し、犯罪被害に巻き込まれる事例が増加している状況に鑑み、青少年が携帯電話等から安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年有害情報フィルタリングサービス等に係る規定等を整備するものである。 (平成27年7月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 青少年の携帯電話等からのインターネット利用に関する保護者及び携帯電話事業者等の義務を規定</p> <p>①事業者等(事業者・販売店)の義務</p> <p>ア 携帯電話等の購入者に対する使用者が青少年かどうかの確認</p> <p>イ 携帯電話等の購入者に対するフィルタリングサービス、青少年有害情報等に関する説明及び当該内容を記載した書面の交付</p> <p>ウ 保護者から提出された書面の保存</p> <p>②保護者の義務</p> <p>フィルタリングサービスを利用しない場合の、正当な理由を記載した書面の提出</p> <p>(2) 条例による保護対象年齢を6歳以上18歳未満から18歳未満に拡大</p>
<p>&lt;参考&gt;</p> <p>○三重県青少年健全育成条例の概要 青少年の健全な育成に関する基本理念及び県民の責務等を明らかにし、県が行う施策の大綱を定めその推進を図るとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年を保護し、健全な育成を図ることを目的として、昭和46年に制定された。</p> <p>○フィルタリング 有害情報等の閲覧を自動的に遮断する技術的手段</p> <p>○青少年有害情報 インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう。(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第2条第3項に定めるもの)</p>		
農林水産部	<p><b>【44】</b> 三重県農村地域資源保全向上委員会条例の一部を改正する条例案</p>	<p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の制定に鑑み、三重県農村地域資源保全向上委員会において多面的機能発揮促進事業に関する事項を調査審議するため、規定を整備するものである。 (平成27年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 所管事項に農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく多面的機能発揮促進事業に関する事項を追加する。</p> <p>(2) 三重県中山間地域等直接支払制度検討委員会条例の所管事項に係る事業が多面的機能発揮促進事業に位置づけられたことに伴い、同条例を廃止する。</p> <p>(3) その他規定を整備する。</p>

区 分	件 名	概 要
農林水産部 つづき	<p>【45】 三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成27年5月29日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の法律名称の改正に伴い、条例で引用している法律名称を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改正する。</p>
県土整備部	<p>【46】 三重県建築基準条例の一部を改正する条例案</p>	<p>建築基準法の一部改正に鑑み、特殊建築物の耐火に関する建築基準等についての規定を整備するものである。 (平成27年6月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 耐火建築物又は準耐火建築物とする必要がある特殊建築物について、一部特定避難時間倒壊等防止建築物等とすることが定められたため、規定を整備する。 (2) 罰則の対象者が拡大されたため、規定を整備する。 (3) その他規定を整理する。</p>
<p>&lt;参考&gt;</p> <p>○建築基準法 (耐火建築物等としなければならない特殊建築物) 第27条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であつて建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備(その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を設けなければならない。 一～四 (略) 2 (略) 第98条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。 一 (略) 二 第20条(第1項第1号から第3号までに係る部分に限る。)、第21条、第26条、第27条、第35条又は第35条の2の規定に違反した場合における当該建築物又は建築設備の設計者(設計図書に記載された認定建築材料等(型式適合認定に係る型式の建築材料若しくは建築物の部分、構造方法等の認定に係る構造方法を用いる建築物の部分若しくは建築材料又は特殊構造方法等認定に係る特殊の構造方法を用いる建築物の部分若しくは特殊の建築材料をいう。以下同じ。))の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。)においては当該建築物又は建築設備の工事施工者) 三～五 (略) 2 (略)</p>		

区 分	件 名	概 要																												
教育委員会	<p><b>【47】</b> 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案</p>	<p>平成27年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数等の改正を行うものである。 (平成27年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 公立学校職員定数の改正する。</p> <table border="1" data-bbox="730 465 1428 698"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県立学校</td> <td>高等学校</td> <td>3,638人</td> <td>3,598人</td> <td>△40人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>1,201人</td> <td>1,207人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町立学校</td> <td>小学校</td> <td>7,043人</td> <td>6,986人</td> <td>△57人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>3,923人</td> <td>3,900人</td> <td>△23人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>15,805人</td> <td>15,691人</td> <td>△114人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 公立小中学校に主幹教諭及び指導教諭を、県立学校に主幹教諭を設置することに伴い、規定を整備する。</p>			現 行	改 正 後	増 減	県立学校	高等学校	3,638人	3,598人	△40人	特別支援学校	1,201人	1,207人	6人	市町立学校	小学校	7,043人	6,986人	△57人	中学校	3,923人	3,900人	△23人	合 計		15,805人	15,691人	△114人
			現 行	改 正 後	増 減																									
	県立学校	高等学校	3,638人	3,598人	△40人																									
特別支援学校		1,201人	1,207人	6人																										
市町立学校	小学校	7,043人	6,986人	△57人																										
	中学校	3,923人	3,900人	△23人																										
合 計		15,805人	15,691人	△114人																										
<p><b>【48】</b> 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成26年10月15日付けの給与制度の総合的見直しに関する勧告等に鑑み、公立学校職員の給料月額、単身赴任手当の額並びに地域手当の級地の区分及び支給割合の改定等を行うとともに、主幹教諭及び指導教諭の設置に鑑み、教育職給料表に新たな級を創設するものである。 (平成27年4月1日(一部平成28年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 公立学校職員の給料月額を引き下げる。 (2) 単身赴任手当の額の改定を行う。 (3) 地域手当の級地の区分及び支給割合の改定を行う。 (4) 勤勉手当の算定に係る規定の整備を行う。 (5) 教育職給料表に特2級として主幹教諭等の職務の級を設ける。 (6) その他規定の整備を行う。</p>																													
<p><b>【49】</b> 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>公立学校職員の給与改定に準じ、県立高等学校等の現業職員の給料月額を改定するものである。 (平成27年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>県立高等学校等の現業職員の給料月額を引き下げる。</p>																													
<p><b>【50】</b> 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>給与制度の総合的見直しが退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、現行の退職手当の支給水準の範囲内で、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、退職手当の調整額を改定するものである。 (平成27年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>退職手当の調整額を引き上げる。</p>																													

区 分	件 名	概 要
教育委員会 つづき	<p><b>【51】</b> 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案</p>	<p>県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、新たに名張市に高等学校を設置するものである。 (平成28年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容) 三重県立名張青峰高等学校に係る規定を加える。</p>
<p style="text-align: center;">&lt;参考&gt;</p> <p>○名張青峰高等学校の概要  (1)設置場所 名張西高等学校校地  (2)設置学科 普通科</p>		
企業庁	<p><b>【52】</b> 三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>長ヶ発電所、宮川第三発電所、三瀬谷発電所、大和谷発電所及び青田発電所の譲渡に伴う地方公営企業法第2条第1項第6号の規定による電気事業の廃止並びに同法第2条第3項の規定による電気事業の開始に伴い、規定を整備するものである。 (平成27年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)  (1) 公営企業の経営内容から、譲渡される発電所を削ることにより、地方公営企業法第2条第1項第6号の規定による電気事業を廃止する。  (2) 地方公営企業法第2条第3項の規定による電気事業を開始する。</p>
<p style="text-align: center;">&lt;参考&gt;</p> <p>○地方公営企業法  (地方公営企業の設置)  第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。</p>		
	<p><b>【53】</b> 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成26年10月15日付けの給与制度の総合的見直しに関する勧告等に鑑み、管理職員特別勤務手当、勤勉手当及び単身赴任手当の規定を整備するものである。 (平成27年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)  (1) 管理職員特別勤務手当の支給要件に、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合を加える。  (2) 勤勉手当の算定に係る規定の整備を行う。  (3) 単身赴任手当の支給対象に再任用職員を加える。</p>
	<p><b>【54】</b> 三重県水道供給条例の一部を改正する条例案</p>	<p>水道事業の円滑な維持運営を図るため、基本料金の料率を改定するものである。 (平成27年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)  北中勢水道用水供給事業及び南勢志摩水道用水供給事業の基本料金の料率を改定する。</p>

区分	件名	概要																								
病院事業庁	<p><b>【55】</b> 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成26年10月15日付けの給与制度の総合的見直しに関する勧告等に鑑み、管理職員特別勤務手当、勤勉手当及び単身赴任手当の規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成27年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 管理職員特別勤務手当の支給要件に、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合を加える。</p> <p>(2) 勤勉手当の算定に係る規定の整備を行う。</p> <p>(3) 単身赴任手当の支給対象に再任用職員を加える。</p>																								
警察本部	<p><b>【56】</b> 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案</p>	<p>厳しさを増す治安情勢に的確に対処するため、警察職員の定員の改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成27年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 警察官の定員を改正する。</p> <table border="1" data-bbox="718 918 1468 1131"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警視</td> <td>112人</td> <td>112人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>警部</td> <td>233人</td> <td>234人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>警部補及び巡査部長</td> <td>1,765人</td> <td>1,773人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>巡査</td> <td>923人</td> <td>928人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,033人</td> <td>3,047人</td> <td>14人</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正後	増減	警視	112人	112人	0人	警部	233人	234人	1人	警部補及び巡査部長	1,765人	1,773人	8人	巡査	923人	928人	5人	合計	3,033人	3,047人	14人
	現行	改正後	増減																							
警視	112人	112人	0人																							
警部	233人	234人	1人																							
警部補及び巡査部長	1,765人	1,773人	8人																							
巡査	923人	928人	5人																							
合計	3,033人	3,047人	14人																							
	<p><b>【57】</b> 三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例案</p>	<p>本県の暴力団情勢、暴力団排除対策の現状等を踏まえ、県民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、所要の改正を行うとともに、少年院法及び少年鑑別所法の制定に伴い、規定を整理するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成27年7月1日(一部少年院法の施行の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 学校等の施設の周囲における暴力団事務所の開設・運営の禁止規定の拡充</p> <p>(2) 事業者が暴力団員等に対して行う利益の供与に関する勧告対象行為の拡充</p> <p>(3) 暴力団員等が事業者から利益の供与を収受する行為等に関する勧告対象行為の拡充</p> <p>(4) 少年院法及び少年鑑別所法の制定に伴う規定の整理</p>																								



区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (14件) 総務部	<b>【58】</b> 包括外部監査契約について	包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項に規定する包括外部監査契約を締結するものである。 <b>【契約の目的】</b> 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 <b>【契約の始期】</b> 平成27年4月1日 <b>【契約金額】</b> 11,810,340円を上限とする額 <b>【契約の相手方】</b> 近藤繁紀:公認会計士
農林水産部	<b>【59】</b> 国営青蓮寺用土地改良事業に対する市町の負担について  <b>【60】</b> 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について	平成26年度から農林水産省が行う国営青蓮寺用土地改良事業の負担金について、土地改良法第90条第9項の規定により、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。  平成27年度において県の行う農林水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。

区 分	件 名	概 要
県土整備部	<p>【61】 土木関係建設事業に対する市町の負担について</p> <p>【62】 北勢沿岸流域下水道(北部処理区)維持管理等に要する費用の市町負担の改定について</p>	<p>平成27年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。</p> <p>北勢沿岸流域下水道(北部処理区)の維持管理等に要する経費に充てるため、下水道法第31条の2第1項の規定により、平成27年度から平成29年度までの関係市町の負担を次のとおり定める。</p> <p>1 関係市町 四日市市 桑名市 いなべ市 東員町 菰野町 朝日町 川越町</p> <p>2 負担金 流入水量1立方メートルにつき 58円</p>
<p style="text-align: center;">&lt;参考&gt;</p> <p>○供用開始年月:昭和63年1月 ○現行単価:流入水量1立方メートルにつき 54円(平成24年度～平成26年度)</p>		

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	<b>【63】</b> 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)維持管理等に要する費用の市負担の改定について	北勢沿岸流域下水道(南部処理区)の維持管理等に要する経費に充てるため、下水道法第31条の2第1項の規定により、平成27年度から平成29年度までの関係市の負担を次のとおり定める。  1 関係市 四日市市 鈴鹿市 亀山市 2 負担金 流入水量1立方メートルにつき 72円
	<参考> ○供用開始年月:平成8年1月 ○現行単価:流入水量1立方メートルにつき 69円(平成24年度～平成26年度)	
	<b>【64】</b> 中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)維持管理等に要する費用の市負担の改定について	中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)の維持管理等に要する経費に充てるため、下水道法第31条の2第1項の規定により、平成27年度から平成29年度までの関係市の負担を次のとおり定める。  1 関係市 津市 2 負担金 流入水量1立方メートルにつき 89円
		<参考> ○供用開始年月:平成5年4月 ○現行単価:流入水量1立方メートルにつき 75円(平成24年度～平成26年度)

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	<b>【65】</b> 中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)維持管理等に要する費用の市町負担の改定について	中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)の維持管理等に要する経費に充てるため、下水道法第31条の2第1項の規定により、平成27年度から平成29年度までの関係市町の負担を次のとおり定める。  1 関係市町 津市 松阪市 多気町 2 負担金 流入水量1立方メートルにつき 89円
	<b>【66】</b> 工事請負契約の変更について	中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)志登茂川浄化センターポンプ機械棟(土木)建設工事 ○ 場所 津市白塚町地内～河芸町影重地内 ○ 契約金額 変更前 2,290,575,000円 変更後 2,352,287,280円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 津市羽所町398番地 大林・市川・アイケーディ特定建設工事 共同企業体 代表者 株式会社大林組三重営業所 所長 浜口 俊明  ○ 工事の概要 掘削工 29,000m <sup>3</sup> 躯体工(ニューマチックケーソン工) L40. 1m×W27. 1m×H24. 5m 場所打杭工(φ1,500mm) 60本

<参考>

○供用開始年月:平成10年4月  
 ○現行単価:流入水量1立方メートルにつき 85円(平成25年度～平成26年度)

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	<b>【67】</b> 工事協定締結の変更について	肱江川改修附帯中須橋改築工事 ○ 場所 桑名市多度町香取地内～中須地内 ○ 契約金額 変更前 496,720,331円 変更後 669,854,624円 ○ 契約方法 協定 ○ 協定者住所氏名 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5-1 国土交通省中部地方整備局 局長 八 敏 隆 ○ 工事の概要 橋梁上部工 L=54.0m 橋梁下部工 N=3基
警察本部	<b>【68】</b> 損害賠償の額の決定及び和解について	平成26年4月9日、伊勢市浦口二丁目地内の浦口南交差点付近において、普通自転車に乗車中の男性が、歩道上の信号機押しボタンボックスに接触して転倒し、左恥坐骨骨折の傷害を負った事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするものである。 損害賠償額 306,773円

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p><b>【69】</b> 第3次三重県ユニバーサルデザインのみちづくり推進計画(2015-2018)の策定について</p>	<p>第2次三重県ユニバーサルデザインのみちづくり推進計画が平成27年3月末で終了することから、第3次三重県ユニバーサルデザインのみちづくり推進計画を策定するものである。</p> <p>(計画の内容) 第3次三重県ユニバーサルデザインのみちづくり推進計画は次の4章で構成する。</p> <p>(1)第1章 計画策定の趣旨 これまでの経緯やユニバーサルデザインをとりまく三重県の状態を踏まえた計画策定の趣旨を示したものである。</p> <p>(2)第2章 これまでの取組の検証 これまでの取組の成果、課題をまとめるとともに、これからの取組の視点を示したものである。</p> <p>(3)第3章 第3次推進計画の取組 「ユニバーサルデザインの意識づくり」、「だれもが暮らしやすいまちづくり」、「だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進」の3つの施策体系に分け取組方向を示したものである。</p> <p>(4)第4章 ユニバーサルデザインのみちづくりを進めるしくみ 県の取組の進め方やさまざまな主体との連携について示したものである。</p> <p>(計画の期間) 平成27年度から平成30年度までの4年とする。</p>
<p>&lt;参考&gt;</p> <p>三重県ユニバーサルデザインのみちづくり推進計画の策定については、三重県ユニバーサルデザインのみちづくり推進条例(平成11年三重県条例第2号)第8条第3項の規定により議会の議決を要する。</p> <p>第1次三重県ユニバーサルデザインのみちづくり推進計画(平成19年度から平成22年度まで) 第2次三重県ユニバーサルデザインのみちづくり推進計画(平成23年度から平成26年度まで)</p>		
県土整備部	<p><b>【70】</b> 新丸山ダムの建設に関する基本計画の変更に対する意見について</p>	<p>特定多目的ダム法第4条の規定に基づき、国土交通大臣が定めようとする新丸山ダムの建設に関する基本計画を変更することについて、同意するものである。</p>

区 分	件 名	概 要
国土整備部 つづき	<b>【71】</b> 一級河川の指定の廃止に 対する意見について	河川法第4条の規定に基づき、国土交通大臣が淀川水系大戸川の一級河川の指定を廃止することについて、同意するものである。
◎報告 (16件) 防災対策部	<b>【72】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成26年11月19日津市久居明神町地内の県道久居河芸線において発生した防災対策部(災害対策課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 6,586円
地域連携部	<b>【73】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成26年11月30日度会郡大紀町崎地内の町道において発生した南勢志摩地域活性化局(地域活性化防災室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 73,440円

区 分	件 名	概 要
農林水産部	【74】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成26年10月1日松阪市高町地内の三重県松阪庁舎駐車場において発生した農業研究所(総務調整課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 154,549円
県土整備部	【75】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成26年8月20日津市北丸之内地内の市道において発生した中勢流域下水道事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 662,552円
警察本部	【76】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成26年1月22日四日市市日永三丁目地内の国道1号において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 43,656円



区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p><b>【77】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成26年6月12日伊勢市神田久志本町地内の県道伊勢南島線において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 250,063円</p>
	<p><b>【78】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成26年9月5日四日市市山城町地内のアパート敷地において発生した鑑識課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 30,240円</p>
	<p><b>【79】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成26年9月5日四日市市赤堀一丁目地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 65,000円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【80】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成26年9月17日伊賀市上野丸之内地内の市道において発生した伊賀警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 91,800円</p>
県土整備部	<p>【81】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成26年10月6日桑名市中央町二丁目地内の駐車場において発生した桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 214,298円</p>
	<p>【82】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成26年8月27日鳥羽市松尾町地内の県道鳥羽磯部線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 125,177円</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	<b>【83】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成26年9月25日志摩市阿児町地内の国道260号において、 道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額につ いて和解した。 損害賠償額 69,000円
	<b>【84】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成26年9月27日伊賀市予野地内の県道治田山出線におい て、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額に ついて和解した。 損害賠償額 28,407円
	<b>【85】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成26年12月3日熊野市神川町地内の国道169号において、 道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額につ いて和解した。 損害賠償額 191,158円

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【86】 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの常勤職員の数について</p>	<p>地方独立行政法人法第54条第2項の規定に基づくもの。</p>
企業庁	<p>【87】 議会の議決すべき事件以外の契約等について</p>	<p>・地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>【契約名称】高野浄水場中央監視制御設備改良工事  【履行場所】津市一志町高野地内  【契約金額】1,331,748,000円  【契約方法】一般競争入札  【契約の相手方の住所及び氏名】  愛知県名古屋市瑞穂区須田町2番56号  メタウォーター株式会社 営業本部中日本営業部  部長 中野 順  【契約締結の年月日】平成26年12月3日  【契約期間】平成26年12月3日から  平成29年1月20日まで</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁 つづき		<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】沢地浄水場耐震補強工事  【履行場所】桑名市多度町力尾地内  【契約金額】変更前 1,615,928,400円  変更後 1,637,863,200円  【契約方法】随意契約  【契約の相手方の住所及び氏名】  津市栄町一丁目864番  前田・水谷・霞特定建設工事共同企業体  代表者  前田建設工業株式会社 三重営業所  所長 恒松 尚  【変更契約締結の年月日】平成27年1月23日  【契約期間】平成25年10月23日から  平成28年3月25日まで</p> <p>【契約名称】野代導水ポンプ所耐震補強工事  【履行場所】桑名市多度町下野代地内  【契約金額】変更前 1,000,659,960円  変更後 1,055,901,960円  【契約方法】随意契約  【契約の相手方の住所及び氏名】  津市栄町一丁目864番  前田・水谷特定建設工事共同企業体  代表者  前田建設工業株式会社 三重営業所  所長 恒松 尚  【変更契約締結の年月日】平成27年1月23日  【契約期間】平成25年10月23日から  平成28年6月30日まで</p>



## 平成27年第1回定例会 2月定例会議 議案聴取会日程 (案)

- 1 開催年月日 平成27年2月16日(月) 全員協議会終了後  
平成27年2月17日(火) 午前10時から
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 聴 取 順

所 管 名	議案	報告	備考
総務部	○		16日
防災対策部	○	○	
戦略企画部	○		
警察本部	○	○	
病院事業庁	○		
企業庁	○	○	
健康福祉部	○	○	
環境生活部	○		
地域連携部	○	○	
農林水産部	○	○	17日
雇用経済部	○		
県土整備部	○	○	
教育委員会	○		
部外	○		

※部外 人事委員会事務局・監査委員事務局・出納局  
議会事務局





質問者一覧表(案)

平成27年第1回定例会

月日(曜)	質問区分	順序・氏名(党派)				
		1	2	3	4	5
2月20日(金)	代表質問	議員 (新政みえ)	議員 (自民みらい)			
		1	2			
2月24日(火)	一般質問	議員 (新政みえ)	議員 (自民みらい)	議員 (鷹山又は 公明党)	議員 (鷹山又は 公明党)	議員 (新政みえ)
		1	2	3	4	5
2月26日(木)	一般質問	議員 (自民みらい)	議員 (新政みえ)			
		1	2	3	4	
3月3日(火)	一般質問	議員 (自民みらい)	議員 (新政みえ)	議員 (自民みらい)	議員 (新政みえ)	
		1	2	3	4	

- (参考)
- ・代表質問時間(答弁を含む。)は、一人70分程度。
  - ・一般質問時間(答弁を含む。)は、一人60分程度。ただし、2月24日(火)の鷹山及び公明党は一人30分程度。
  - ・関連質問  
 新政みえ 8回  
 自民みらい 6回  
 鷹山 1回  
 1回 能動  
 1回  
 新しい翼 1回  
 公明党 1回

資料3



## 請願の処理経過及び結果の報告

### ○ 平成23年第3回定例会で採択された請願

- ・ 動物愛護管理センターの設置及び大災害時のペット保護施設の拠点の整備・充実について
- ・ 医療的ケア（「痰の吸引」と「経管栄養」）が必要な障がい者に対する施設及び在宅介護体制の充実について
- ・ 三重県の児童・生徒の「全国学力テスト」全員参加を求めることについて

### ○ 平成24年第2回定例会で採択された請願

- ・ 「美しい三重の海と川」を守るため河川上流域における採石、開発事業等について

### ○ 平成25年定例会11月定例会議で採択された請願

- ・ 三重県工業研究所における継続的な日本酒の研究体制の安定化を求めることについて

### ○ 平成26年定例会11月定例会議で採択された請願

- ・ 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて
- ・ 私学助成について



## 意見書・決議案の提出期限

委員会提出

委員会開催当日

議員発議

3月10日(火) 午後5時まで



## 2月16日の議事予定

開議

諸報告

- ・議案等の配付について
- ・包括外部監査の結果報告書の配付について
- ・三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定に基づく予算に関する補助金等に係る資料及び交付決定実績調書の配付について
- ・例月出納検査報告書の配付について
- ・請願・陳情処理経過一覧表の配付について

日程第1 議案第1号から議案第71号まで〔提案説明〕

休会の件

散会

---

全員協議会  
議案聴取会

(2月17日)

議案聴取会  
議会運営委員会  
予算決算常任委員会理事会

